

個タク法令集&問題集

(2021年11月版)

AIMOTO

●道路運送法（+◎道路運送法施行規則）・・・・・・・・・・・・・1-1

- *一般乗用旅客自動車運送事業標準運送約款・・・・・・・・・・・・・1-16
- *タクシー業務適正化臨時措置法の施行について《拒否要件通達》・・・・・・・・・1-19
- ◎自動車事故報告規則・・・・・・・・・・・・・1-34
- ◎旅客自動車運送事業等報告規則・・・・・・・・・・・・・1-38・1-57
- *一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシー）の許可期限の更新等の取扱いについて《期限更新等取扱い》・・・・・・・・・・・・・1-45・1-51
- *一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について《運賃料金制度》・・・・・・・・・1-64
- *タクシーの観光地におけるルート別運賃制度の見直しについて・・・・・・・・・・・・・1-73
- *一般乗用旅客自動車運送事業の事前確定運賃に関する認可申請の取扱いについて・・・・・・・・・1-73
- *一般乗用旅客自動車運送事業の運賃料金の認可の処理方針について《運賃料金認可処理方針》・・・・・・・・・1-76
- *一般乗用旅客自動車運送事業における相乗り旅客の運送の取扱いについて・・・・・・・・・1-81
- 道路運送法施行令・・・・・・・・・・・・・1-82

◎旅客自動車運送事業運輸規則・・・・・・・・・・・・・2-1

- *旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示《損害賠償基準告示》・・・・・・・・・2-12
- *旅客自動車運送事業運輸規則第29条の規定に基づく地図の規格及び指定事項について・・・・・・・・・2-18
- *旅客自動車運送事業用自動車による危険物等の運送基準を定める告示・・・・・・・・・・・・・2-32

●タクシー業務適正化特別措置法（+◎タクシー業務適正化特別措置法施行規則）・3-1

●道路運送車両法・・・・・・・・・・・・・4-1

- ◎自動車点検基準・・・・・・・・・・・・・4-7
- ◎道路運送車両の保安基準（+*道路運送車両の保安基準の細目を定める告示）・・・・・・・・・4-14

*東京都内に配置するハイヤー・タクシー車両の表示等に関する取扱について《表示通達》・・・・5-1

☆巻末資料（別表等）・・・・・・・・・・・・・巻末

- *法令試験 出題範囲
- ◎自動車事故報告書
- ◎輸送実績報告書
- *個人タクシー事業の期限更新基準表
- ☆解答

個人タクシー試験対策 個タク法令集&問題集 (2021年11月版)

はしがき

本書は、「個人タクシー試験対策 個タク法令集」の各条文の後に、「個人タクシー試験対策 個タク法令問題集」の問題を挿入して1冊にしたもので、究極の個人タクシー試験対策用テキストです。

個人タクシー法令試験は、短文の正誤を判断する○×方式の問題（以下「正誤問題」といいます。）と、条文の空欄に当てはまる字句を語群から選択する方式の問題（以下「語群選択問題」といいます。）の二つのパターンで出題されています。いずれも過去に出題された問題が繰り返して出題されるのが特徴です。つまり、過去問の徹底マスターこそが合格への王道なのです。

「個人タクシー試験対策 個タク法令集」は、このような個人タクシー試験の特徴を踏まえたものであり、単に法令が羅列された法令集ではなく、配列を工夫し、かつ、試験のための補足情報を加えた教科書ガイド的な法令集となっています。すなわち、個人タクシー試験で出題される4つの基本的な法令（道路運送法、旅客自動車運送事業運輸規則、タクシー業務適正化特別措置法および道路運送車両法）を条文の順序に従って配置し、その途中に、施行規則などの関連する附属法令および通達等を挿入して編集したことにより、関連する事項をまとめて理解できるようになっています。しかも、試験対策上の重要部分（下線付きの太字）や不要な部分（グレー）を明示し、さらには改正情報や理解のための注意点などの補足説明（《括弧付きの斜体》）を加えてあります。

これだけでも非常に学習しやすい画期的な法令集ですが、本書では、さらに各条文ごとに過去問を中心とした問題を挿入してあります。その結果、条文を読んだ直後に問題演習をすることができるので、個人タクシー法令試験合格のための、より実践的な能力を身に付けることができるようになっています。

本書に収録した問題は、原則として平成14年4月試験から令和3年11月試験までの関東運輸局の東京都特別区武三交通圏で出題された全問題です。ただし、①「正誤問題」で重複したもの、②「語群選択問題」で同じ条文から出題されたもの、については例外として最新のもののみ掲載しています。非掲載の語群選択問題（上記②により割愛されたもの）については、筆者の運営するサイト「個タク法令試験必携」（<https://ss1.xrea.com/daiichij.s17.xrea.com/>）内にある「Web語群選択問題集」を利用してフォローすることができます。

最後に、本書で学習された皆様が試験の合格を果たし、1日でも早く開業されるようお祈りいたします。

平成30年1月3日（令和3年12月15日一部修正）
aimoto

凡 例

1 法令及び通達等の略語一覧

本書では法令や通達等について、以下の略語を使用しています。

道運	道路運送法
道運法	道路運送法
道運法令	道路運送法施行令
道運施規	道路運送法施行規則
道運法施行規則	道路運送法施行規則
処理方針	一般乗用旅客自動車運送事業の運賃料金の認可の処理方針について
運賃制度	一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について
標準約款	一般乗用旅客自動車運送事業標準運送約款
事故報規	自動車事故報告規則
期限更新	一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシー）の許可期限の更新等の取扱いについて
事業報規	旅客自動車運送事業等報告規則
運規	旅客自動車運送事業運輸規則
運輸規則	旅客自動車運送事業運輸規則
賠償基準	旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示
地図規格	旅客自動車運送事業運輸規則第29条の規定に基づく地図の規格及び指定事項について
危険運送基準	旅客自動車運送事業用自動車による危険物等の運送基準を定める告示
タク特	タクシー業務適正化特別措置法
タク特法	タクシー業務適正化特別措置法
タク特施規	タクシー業務適正化特別措置法施行規則
タク特法施行規則	タクシー業務適正化特別措置法施行規則
車両	道路運送車両法
保安基準	道路運送車両の保安基準
点検基準	自動車点検基準
表示	東京都内に配置するハイヤー・タクシー車両の表示等に関する取扱について

2 条文番号の略記方法

本書では次のルールによって条文番号を略記しています。

- 条 ： 算用数字 （1 2 3）
 項 ： ローマ数字（Ⅰ Ⅱ Ⅲ）
 号 ： 丸数字 （①②③）

3 略記の例

- 例1) 道路運送法第五条第一項第三号 ➡ 道運5Ⅰ③
 例2) 道路運送車両法第四十七条の二第一項 ➡ 車両47の2Ⅰ

4 問題番号等について

本書では次のルールによって問題番号等を記載しています。

- [R0203-01] : 関東運輸局令和2年3月試験第1問
- [OLD-001] : 関東運輸局以外の出題または平成14年よりも古い時期に出題された過去問についての通し番号
- [ORIG-001] : 新作問題についての通し番号
- [改] : 法改正等が行われた条文等からの出題を現行法に合わせるために修正した問題
- [改正前] : 法改正等が行われた条文等からの出題を参考としてそのまま掲載した問題（グレー文字）

5 文字の強調等について

本書では次のルールによって文字の強調等をしています。

- 本文 : **ブラック**
- 試験にとって不要な部分 : グレー
- 試験にとって重要な部分 : **下線付きの太字**
- 補足説明 : 《括弧付きの斜体》《括弧付きの斜体（重要度が低い場合はグレー）》
- 途中に挿入した法令名等 : **▶太字**

6 文字の斜体について

本書では語群選択問題で空欄とされた文字を **下線付きの太字の斜体**にしています。

7 本試験に記されている注意事項

本試験では次のような注意事項が記されています。これは、本書の問題を解く際も同様です。

- （注意事項） 1 本試験問題については、特段の指示がない限り、令和3年9月1日現在で施行されている法令に基づくものとする。
- 2 本試験問題中「個人タクシー事業」とあるのは、「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシー）」とする。
- 3 本試験問題中「個人タクシー事業者」（又は「事業者」）とあるのは、「一般乗用旅客自動車運送事業者（1人1車制個人タクシー）」とする。
- 4 本試験問題中「タクシー」とあるのは、タクシー業務適正化特別措置法の問題を除き、「一般乗用旅客自動車運送事業用自動車」とする。

道路運送法

昭和二十六年六月一日法律第百八十三号
最終改正：令和二年六月十四日法律第三十七号

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 旅客自動車運送事業（第三条―第四十三条）
 - 第二章の二 民間団体等による旅客自動車運送の適正化に関する事業の推進
 - 第一節 旅客自動車運送適正化事業実施機関による旅客自動車運送の適正化（第四十三条の二―第四十三条の八）
 - 第二節 一般貸切旅客自動車運送適正化機関の特則（第四十三条の九―第四十三条の二十二）
 - 第二章の三 指定試験機関（第四十四条―第四十五条の十二）
- 第三章 貨物自動車運送事業（第四十六条）
- 第四章 自動車道及び自動車道事業（第四十七条―第七十七条）
- 第五章 自家用自動車の使用（第七十八条―第八十一条）
- 第六章 雑則（第八十二条―第九十五条の五）
- 第七章 罰則（第九十六条―第一百五条）
- 附則

第一章 総則

（目的）《語群出題：H20-11》

第一条 この法律は、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）と相まつて、**道路運送事業の運営を適正かつ合理的なものとし、並びに道路運送の分野における利用者の需要の多様化及び高度化に的確に対応したサービスの円滑かつ確実な提供を促進することにより、輸送の安全を確保し、道路運送の利用者の利益の保護及びその利便の増進を図るとともに、道路運送の総合的な発達を図り、もつて公共の福祉を増進することを目的とする。**

- () 001 道路運送法の目的には、利用者の需要の多様化及び高度化に的確に対応したサービスの円滑かつ確実な提供を促進することが含まれています。[R0311-10]<道運 1>

() 002 道路運送法の目的には、旅客自動車運送事業者の利益を保護することが含まれています。[R0211A-19]<道運 1>

() 003 道路運送法の目的には、道路運送の利用者の利益を保護することが含まれています。[H1807-16]<道運 1>

() 004 道路運送法の目的には、輸送の安全を確保し、道路運送事業者の利益を保護することが定められています。[H2605-14]<道運 1>

() 005 道路運送法の目的規定には、輸送の安全を確保し、道路運送の利用者の利益の保護及びその利便の増進を図ることが定められています。[R0303-32]<道運 1>

() 006 道路運送法の目的には、公共の福祉を増進することが含まれています。[H3007-15]<道運 1>

【平成20年11月試験】 次の条文の41から45までの（ ）内に入る正しい字句を下欄から選び、その記号を解答欄に記入しなさい。

(道路運送法)

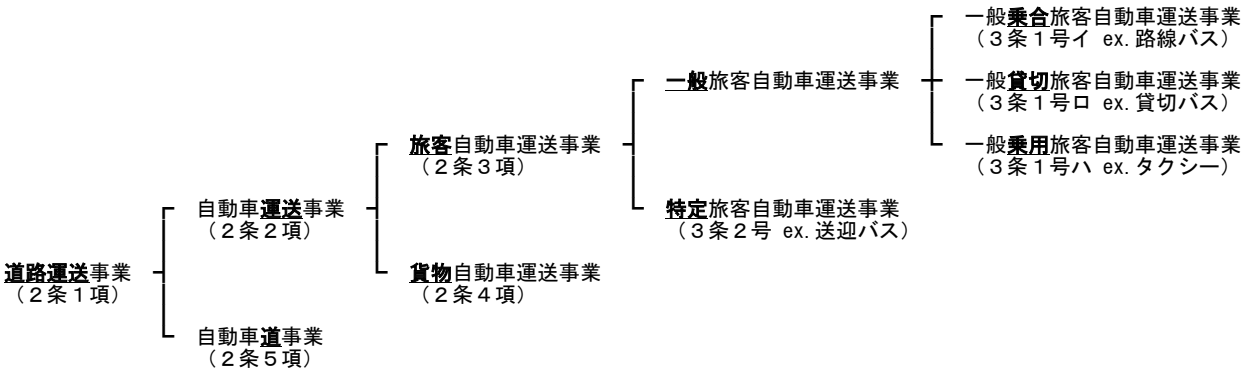
第一条 この法律は、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）と相まって、道路運送事業の運営を適正かつ（41）ものとし、並びに道路運送の分野における（42）の需要の多様化及び高度化に（43）に対応したサービスの円滑かつ確実な提供を促進することにより、輸送の安全を確保し、道路運送の（44）の利益の（45）及びその利便の増進を図るとともに、道路運送の総合的な（45）を図り、もって公共の福祉を増進することを目的とする。

- ア 正確 イ 合理的な
- ウ 発達 エ 利用者
- オ 的確 カ 使用者
- キ 保護 ク 具体的な
- ケ 保全 コ 該当

解答欄 （41） ____ （42） ____ （43） ____ （44） ____ （45） ____

(定義)

- 第二条 この法律で「**道路運送事業**」とは、**旅客自動車運送事業**、**貨物自動車運送事業**及び**自動車道事業**をいう。
- 2 この法律で「**自動車運送事業**」とは、**旅客自動車運送事業**及び**貨物自動車運送事業**をいう。
- 3 この法律で「**旅客自動車運送事業**」とは、**他人の需要に応じ、有償で、**自動車を使用して**旅客を運送**する事業であつて、次条に掲げるものをいう。
- 4 この法律で「**貨物自動車運送事業**」とは、貨物自動車運送事業法による貨物自動車運送事業をいう。
- 5 この法律で「**自動車道事業**」とは、一般自動車道を専ら自動車の交通の用に供する事業をいう。
- 6 この法律で「**自動車**」とは、**道路運送車両法**（昭和二十六年法律第百八十五号）**による自動車**をいう。
- 7 この法律で「**道路**」とは、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）による道路及びその他の一般交通の用に供する場所並びに自動車道をいう。
- 8 この法律で「**自動車道**」とは、専ら自動車の交通の用に供することを目的として設けられた道で道路法による道路以外のものをいい、「**一般自動車道**」とは、専用自動車道以外の自動車道をいい、「**専用自動車道**」とは、**自動車運送事業者**（自動車運送事業を営む者をいう。以下同じ。）が専らその**事業用自動車**（自動車運送事業者がその自動車運送事業の用に供する自動車。以下同じ。）の交通の用に供することを目的として設けた道をいう。



- () 007 道路運送法で「自動車運送事業」とは、旅客自動車運送事業及び貨物自動車運送事業をいいます。
[H2411-30]<道運2Ⅱ>
- () 008 他人の需要に応じ、無償で、自動車を使用して旅客を運送する行為は、道路運送法に規定する旅客自動車運送事業に該当します。[H2911-09]<道運2Ⅲ>
- () 009 他人の需要に応じ、無償で、自動車を使用して旅客を運送する行為は、道路運送法に規定する旅客自動車運送事業に該当しません。[R0211B-09]<道運2Ⅲ>
- () 010 他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業は、道路運送法に規定する旅客自動車運送事業に該当します。[H2903-08]<道運2Ⅲ>
- () 011 他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業は、道路運送法に規定する旅客自動車運送事業に該当しません。[H1711-19]<道運2Ⅲ>
- () 012 他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して貨物を運送する事業は、道路運送法に規定する旅客自動車運送事業に該当しません。[H2611-35]<道運2Ⅲ>
- () 013 道路運送法で「旅客自動車運送事業」とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して貨物を運送する事業をいいます。[OLD-001]<道運2Ⅲ>
- () 014 道路運送法で「旅客自動車運送事業」とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業をいいます。[H2007-06]<道運2Ⅲ>
- () 015 道路運送法で「旅客自動車運送事業」とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業をいい、その種類は、一般旅客自動車運送事業及び特定旅客自動車運送事業があります。
[R0211A-05]<道運2Ⅲ>
- () 016 道路運送法で「自動車」とは、道路運送車両法による自動車をいいます。[H1611-12]<道運2Ⅵ>

第二章 旅客自動車運送事業

《本章の「国土交通大臣」の権限は「地方運輸局長」へ委任されている（道路運送法施行令1条2項）。以下、例外は個別に明記する。》

（種類）

第三条 旅客自動車運送事業の種類は、次に掲げるものとする。

- 一 一般旅客自動車運送事業（特定旅客自動車運送事業以外の旅客自動車運送事業）
 - イ 一般乗合旅客自動車運送事業（乗合旅客を運送する一般旅客自動車運送事業）
 - ロ 一般貸切旅客自動車運送事業（一個の契約により国土交通省令で定める乗車定員《11人》以上の自動車を貸し切つて旅客を運送する一般旅客自動車運送事業）
 - ハ 一般乗用旅客自動車運送事業（一個の契約によりロの国土交通省令で定める乗車定員《11人》未満の自動車を貸し切つて旅客を運送する一般旅客自動車運送事業）
- 二 特定旅客自動車運送事業（特定の者の需要に応じ、一定の範囲の旅客を運送する旅客自動車運送事業）

（法第三条第一号ロの乗車定員）

▶道運法施行規則 第三条の二 法第三条第一号ロの国土交通省令で定める乗車定員は、十一人とする。

- () 017 道路運送法の旅客自動車運送事業には、一般乗合旅客自動車運送事業、一般貸切旅客自動車運送事業、一般乗用旅客自動車運送事業、特定旅客自動車運送事業があります。[H2505-03]<道運3>

- () 018 道路運送法の旅客自動車運送事業は、一般旅客自動車運送事業、特定旅客自動車運送事業及び家用有償旅客自動車運送事業の3種類に分類されています。[OLD-002]<道運3>
- () 019 道路運送法では、一般乗合旅客自動車運送事業と一般乗用旅客自動車運送事業の2種類の事業が一般旅客自動車運送事業であって、それら以外の事業は特定旅客自動車運送事業であるとされています。[H3103-07]<道運3>
- () 020 道路運送法では、一般乗合旅客自動車運送事業、一般貸切旅客自動車運送事業及び一般乗用旅客自動車運送事業の3つの旅客自動車運送事業を、一般旅客自動車運送事業と規定しています。[H1907-02]<道運3①>
- () 021 道路運送法における一般旅客自動車運送事業とは、一般乗合旅客自動車運送事業、一般貸切旅客自動車運送事業及び一般乗用旅客自動車運送事業の3種類の事業のことをいいます。[R0207-13]<道運3①>
- () 022 道路運送法の一般旅客自動車運送事業には、いわゆる路線バス事業や観光バス事業やタクシー事業があります。[H1407-11]<道運3①>
- () 023 道路運送法には、法人タクシー事業及び個人タクシー事業の2つの事業が、一般乗用旅客自動車運送事業であることが規定されています。[OLD-003]<道運3①ハ>
- () 024 道路運送法では、一個の契約により国土交通省令で定める乗車定員以上の自動車进行貸し切って旅客を運送する事業を一般乗用旅客自動車運送事業と規定しています。[R0207-27]<道運3①>
- () 025 道路運送法では、一個の契約により国土交通省令で定める乗車定員以下の自動車进行貸し切って旅客を運送する事業を一般乗用旅客自動車運送事業と規定しています。[OLD-004]<道運3①>
- () 026 道路運送法の一般乗用旅客自動車運送事業は、一個の契約により国土交通省令で定める乗車定員未満の自動車进行貸し切って旅客を運送する事業をいいます。[R0211B-02]<道運3①ハ>
- () 027 道路運送法の規定により、国土交通省令で定める乗車定員以上の自動車で一般乗用旅客自動車運送事業を經營することはできません。[R0303-04]<道運3①ハ>
- () 028 道路運送法では、一個の契約により乗車定員11人以下の自動車进行貸し切って旅客を運送する事業を一般乗用旅客自動車運送事業と規定しています。[H1707-09]<道運3①ハ、道運施規3の2>
- () 029 道路運送法の一般乗用旅客自動車運送事業は、一個の契約により乗車定員10人以下の自動車进行貸し切って旅客を運送する事業です。[H1603-17]<道運3①ハ、道運施規3の2>
- () 030 道路運送法の規定により、乗車定員11人の自動車で一般乗用旅客自動車運送事業を經營することはできません。[H1711-08]<道運3①ハ、道運施規3の2>
- () 031 個人タクシー事業は、道路運送法の「一般乗合旅客自動車運送事業」に該当します。[OLD-005]<道運3①ハ>
- () 032 個人タクシー事業は、道路運送法の「一般貸切旅客自動車運送事業」に該当します。[OLD-006]<道運3①ハ>
- () 033 個人タクシー事業は、道路運送法の「一般乗用旅客自動車運送事業」に該当します。[OLD-007]<道運3①ハ>
- () 034 個人タクシー事業は、道路運送法の「特定旅客自動車運送事業」に該当します。[OLD-008]<道運3①ハ>

(一般旅客自動車運送事業の許可)

第四条 一般旅客自動車運送事業を営もうとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

2 一般旅客自動車運送事業の許可は、一般旅客自動車運送事業の種別（前条第一号イからハまでに掲げる一般旅客自動車運送事業の別をいう。以下同じ。）について行う。

- () 035 個人タクシー事業を営むためには、道路運送法に規定されている一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けなければなりません。[OLD-009]<道運 4>
- () 036 個人タクシー事業を営むためには、道路運送法に規定されている一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けなければなりません。[OLD-010]<道運 4>
- () 037 個人タクシー事業を営むためには、道路運送法に規定されている特定旅客自動車運送事業の許可を受けなければなりません。[OLD-011]<道運 4>
- () 038 個人タクシー事業者がいわゆるタクシー無線を設置しようとするときは、道路運送法に規定する手続きが必要です。[OLD-012]<道運 4・11 I、道運施規 12③>

(許可申請)

第五条 一般旅客自動車運送事業の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 営もうとする一般旅客自動車運送事業の種別

三 路線又は営業区域、営業所の名称及び位置、営業所ごとに配置する事業用自動車の数その他の一般旅客自動車運送事業の種別（一般乗合旅客自動車運送事業にあつては、路線定期運行（路線を定めて定期に運行する自動車による乗合旅客の運送をいう。以下同じ。）その他の国土交通省令で定める運行の態様の別を含む。）ごとに国土交通省令で定める事項に関する事業計画

2 前項の申請書には、事業用自動車の運行管理の体制その他の国土交通省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

3 国土交通大臣は、申請者に対し、前二項に規定するもののほか、当該申請者の登記事項証明書その他必要な書類の提出を求めることができる。

- () 039 個人タクシー事業の許可を新たに受けようとする者は、営業所所在地を管轄する地方運輸局長に対して、道路運送法に規定する一般乗用旅客自動車運送事業の許可申請を行わなくてはなりません。[H2007-01]<道運 5>

(事業計画)

▶道運法施行規則 第四条 省略

2 ～ 7 省略

8 法第五条第一項第三号の事業計画のうち一般乗用旅客自動車運送事業に係るものには、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 営業区域

二 主たる事務所及び営業所の名称及び位置 《変更 → 遅滞なく届出（道路運送法 15 条 4 項）》

三 営業所ごとに配置する事業用自動車の数並びにその種別ごとの数及び地方運輸局長が指定する地域にあつては国土交通大臣が定める区分ごとの数 《変更 → あらかじめ届出（道路運送法 15 条 3 項）》

《種別：一般車両・特殊車両（福祉タクシー）、区分：（ハイヤーについてのもの）都市型・その他》

四 自動車車庫の位置及び収容能力 《変更 → 事前の認可（道路運送法 15 条 1 項）》

《平成 29 年 12 月 28 日国土交通省令第 74 号・改正》

- () 040 道路運送法に規定されている一般乗用旅客自動車運送事業の経営許可申請書の事業計画には、自動車車庫の位置及び収容能力等について記載することになっていますが、営業区域については記載する必要はありません。[H2505-19]<道運 5 I ③、道運施規 4Ⅷ①>

- () 041 一般乗用旅客自動車運送事業の事業計画には、営業区域、営業所の名称及び位置などを定めなければなりません。[H2111-13]<道運 5 I ③、道運施規 4Ⅷ①>
- () 042 道路運送法に規定されている一般乗用旅客自動車運送事業の事業計画には、主たる事務所及び営業所の名称及び位置についても記載することになっています。[OLD-013]<道運 5 I ③、道運施規 4Ⅷ②>
- () 043 道路運送法に規定されている一般乗用旅客自動車運送事業の事業計画には、事業用自動車の長さ、幅、高さについて記載することになっています。[OLD-014]<道運 5 I ③、道運施規 4Ⅷ>
- () 044 道路運送法に規定されている一般乗用旅客自動車運送事業の事業計画には、自動車車庫の位置及び収容能力についても記載することになっています。[H1507-21]<道運 5 I ③、道運施規 4Ⅷ④>
- () 045 道路運送法に規定されている一般乗用旅客自動車運送事業の事業計画には、自動車車庫の位置及び収容能力について記載することにはなっていません。[H1603-32]<道運 5 I ③、道運施規 4Ⅷ④>
- () 046 一般乗用旅客自動車運送事業の事業計画には、少なくとも運賃及び料金の収受について、明確に定めなければなりません。[R0311-11]<道運 5 I ③、道運施規 4Ⅷ>
- () 047 運賃及び料金の収受に関する事項については、事業計画に定めなければなりません。[R0307-06]<道運 5 I ③、道運施規 4Ⅷ>
- () 048 運賃及び料金の収受に関する事項については、事業計画に定める必要はありません。[H3103-33]<道運 5 I ③、道運施規 4Ⅷ>
- () 049 タクシーをいわゆる「禁煙タクシー」とする場合、その旨を事業計画に定め、道路運送法の規定に基づく認可を受ける必要があります。[H2911-30]<道運 5 I ③、道運施規 4Ⅷ>
- () 050 一般乗用旅客自動車運送事業の事業計画には、過労の防止について、明確に定めなければなりません。[R0206-16]<道運 5 I ③、道運施規 4Ⅷ>
- () 051 一般乗用旅客自動車運送事業の事業計画には、事故の場合の処置について、明確に定めなければなりません。[H2811-01]<道運 5 I ③、道運施規 4Ⅷ>

(営業区域)

▶**道運法施行規則 第五条 法第五条第一項第三号の営業区域は、輸送の安全、旅客の利便等を勘案して、地方運輸局長が定める区域を単位とするものとする。《×事業者の利便、×事業者が定める》**

- () 052 道路運送法第 5 条第 1 項第 3 号の営業区域は、輸送の安全、個人タクシー事業者の利便等を勘案して、地方運輸局長が定める区域を単位としています。[R0311-22]<道運 5 I ③、道運施規 5>
- () 053 一般乗用旅客自動車運送事業の営業区域は、輸送の安全、旅客の利便等を勘案して、事業者が定める区域を単位としています。[R0203-17]<道運 5 I ③、道運施規 5>
- () 054 一般乗用旅客自動車運送事業の営業区域は、輸送の安全、旅客の利便等を勘案して、地方運輸局長が定める区域を単位としています。[R0111-10]<道運 5 I ③、道運施規 5>

(申請書に添付する書類)

▶**道運法施行規則 第六条** 法第五条第二項の書類は、次に掲げるものとする。

- 一 事業用自動車の運行管理の体制を記載した書面
 - 二 事業の開始に要する資金及びその調達方法を記載した書面
 - 三 **事業用自動車の乗務員の休憩、仮眠又は睡眠のための施設の概要を記載した書面**《4項により省略可》
 - 四 事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類《運輸規則 19 条の 2、対人 8,000 万円以上及び対物 200 万円以上の任意保険又は共済に加入していること等（旅客自動車運送事業賠償基準告示）→2-12 頁》
 - 五・六 省略《平成 29 年 2 月 28 日国土交通省令第 8 号・5 号 6 号追加》
 - 七 一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けようとする者であつて、**その事業用自動車を当該許可を受けようとする者に限って運転しようとするもの**にあつては、**その旨を記載した書面**
 - 八 ～ 十 省略
 - 十一 個人にあつては、次に掲げる書類
 - イ 資産目録
 - ロ 戸籍抄本
 - ハ 履歴書
 - 十二 法第七条各号《欠格事由》のいずれにも該当しない旨を証する書類
- 2・3 省略
- 4 法第四条の規定により一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けようとする者が、**その事業用自動車を当該許可を受けようとする者に限って運転しようとする場合**には、**第一項第三号に掲げる書類の添付を省略**することができる。
- 5 省略
- 《平成 29 年 12 月 28 日国土交通省令第 74 号・改正》

- () 055 個人タクシー事業者の新規許可又は譲渡譲受認可若しくは相続認可に当たり、資金計画において、保険料は自動車損害賠償保障法に定める自賠責保険料（保険期間 12 ヶ月以上）並びに対人 8,000 万円以上及び対物 200 万円以上の任意保険又は共済に係る保険料の年額が必要である。[OLD-015]<道運 5 II、道運施規 6 I ②、賠償基準>
- () 056 一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けようとする者が申請書を提出するときは、その事業用自動車を当該許可を受けようとする者に限って運転しようとする場合であっても、事業用自動車の乗務員の休憩、仮眠又は睡眠のための施設の概要を記載した書面の添付を省略することはできません。[H2605-31]<道運 5 II、道運施規 6 II>
- () 057 道路運送法第 4 条の規定により一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けようとする者が、その事業用自動車を当該許可を受けようとする者に限って運転しようとする場合には、事業用自動車の乗務員の休憩、仮眠又は睡眠のための施設の概要を記載した書面の添付を省略することができます。[OLD-016]<道運 5 II、道運施規 6 II>

(許可基準)

- 第六条 国土交通大臣は、一般旅客自動車運送事業の許可をしようとするときは、**次の基準に適合するかどうかを審査**して、これをしなければならない。
- 一 当該事業の計画が**輸送の安全を確保するため適切**なものであること。
 - 二 前号に掲げるもののほか、**当該事業の遂行上適切な計画を有する**ものであること。
 - 三 当該事業を**自ら適確に遂行するに足る能力を有する**ものであること。

(欠格事由)

第七条 国土交通大臣は、次に掲げる場合には、一般旅客自動車運送事業の許可をしてはならない。

- 一 許可を受けようとする者が**一年以上の懲役又は禁錮の刑**に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から**五年を経過していない者**であるとき。
- 二 許可を受けようとする者が**一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業の許可の取消しを受け、その取消しの日から五年を経過していない者**(当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しを受けた法人のその処分を受ける原因となつた事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。第六号、第八号、第四十九条第二項第四号並びに第七十九条の四第一項第二号及び第四号において同じ。))として在任した者で当該取消しの日から五年を経過していないものを含む。)であるとき。
- 三 許可を受けようとする者と密接な関係を有する者(許可を受けようとする者(法人に限る。以下この号において同じ。))の株式の所有その他の事由を通じて当該許可を受けようとする者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として国土交通省令で定めるもの(以下この号において「許可を受けようとする者の親会社等」という。))、許可を受けようとする者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として国土交通省令で定めるもの又は当該許可を受けようとする者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として国土交通省令で定めるもののうち、当該許可を受けようとする者と国土交通省令で定める密接な関係を有する法人をいう。)が、一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業の許可の取消しを受け、その取消しの日から五年を経過していない者であるとき。
- 四 許可を受けようとする者が、一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業の許可の取消しの処分に係る行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第三十八条第一項若しくは第二項又は第四十三条第八項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。))で、当該届出の日から五年を経過していないものであるとき。
- 五 許可を受けようとする者が、第九十四条第四項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業の許可の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として国土交通省令で定めるところにより国土交通大臣が当該許可を受けようとする者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。))までの間に第三十八条第一項若しくは第二項又は第四十三条第八項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。))で、当該届出の日から五年を経過していないものであるとき。
- 六 第四号に規定する期間内に第三十八条第一項若しくは第二項又は第四十三条第八項の規定による事業の廃止の届出があつた場合において、許可を受けようとする者が、同号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。))の役員であつた者で、当該届出の日から五年を経過していないものであるとき。
- 七 許可を受けようとする者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合において、その法定代理人が前各号(第三号を除く。))又は次号のいずれかに該当する者であるとき。
- 八 許可を受けようとする者が法人である場合において、その法人の役員が前各号(第三号を除く。))のいずれかに該当する者であるとき。

《平成28年12月9日法律第100号・改正》《令和元年6月14日法律第37号・第7号改正》

- () 058 1年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から1年を経過していない者であっても、個人タクシー事業の許可を受けることができます。[H2411-16]<道運7①>
- () 059 1年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から1年を経過していない者であっても、個人タクシー事業に限り許可を受けることができます。[H1511-23]<道運7①>
- () 060 1年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から1年を経過した者であれば、個人タクシー事業の許可を受けることができます。[R0311-19]<道運7①>

- () 061 1年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していない者であっても、個人タクシー事業の許可を受けることができます。[R0207-12]<道運7①>
- () 062 1年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していない者であっても、個人タクシー事業に限り許可を受けることができます。[改][OLD-017]<道運7①>
- () 063 1年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していない者は、個人タクシー事業の許可を受けることができません。[R0303-33]<道運7①>

(一般貸切旅客自動車運送事業の許可の更新)

第八条 一般貸切旅客自動車運送事業の許可は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

- 2 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下この条において「有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がなされないときは、従前の一般貸切旅客自動車運送事業の許可は、有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なおその効力を有する。
- 3 前項の場合において、一般貸切旅客自動車運送事業の許可の更新がなされたときは、その有効期間は、従前の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。
- 4 第五条から前条までの規定は、第一項の一般貸切旅客自動車運送事業の許可の更新について準用する。

《平成28年12月9日法律第100号・改正》

(一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金)

第九条 一般乗合旅客自動車運送事業を經營する者（以下「一般乗合旅客自動車運送事業者」という。）は、旅客の運賃及び料金（旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さいものとして国土交通省令で定める運賃及び料金を除く。以下この条、第三十一条第二号、第八十八条の二第一号及び第四号並びに第八十九条第一項第一号において「運賃等」という。）の上限を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

- 2 国土交通大臣は、前項の認可をしようとするときは、能率的な經營の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものであるかどうかを審査して、これをしなければならない。
- 3 一般乗合旅客自動車運送事業者は、第一項の認可を受けた運賃等の上限の範囲内で運賃等を定め、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。
- 4 一般乗合旅客自動車運送事業者が、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、国土交通省令で定めるところにより、当該運送に係る運賃等について地方公共団体、一般乗合旅客自動車運送事業者、住民その他の国土交通省令で定める関係者間の協議が整ったときは、当該一般乗合旅客自動車運送事業者は、第一項及び前項の規定にかかわらず、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもつて足りる。これを変更しようとするときも同様とする。

《令和2年6月3日法律第36号・本項改正》

- 5 一般乗合旅客自動車運送事業者は、第一項の国土交通省令で定める運賃及び料金を定めようとするときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

《次の項は、第9条の3第4項により一般乗用旅客自動車運送事業者の時間指定配車料金・車両指定配車料金に準用されている。》

- 6 国土交通大臣は、第三項若しくは第四項の運賃等又は前項の運賃若しくは料金《準用→旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さいものとして国土交通省令で定める料金（時間指定配車料金・車両指定配車料金）》が次の各号（第三項又は第四項の運賃等にあつては、第二号又は第三号）のいずれかに該当すると認めるときは、当該一般乗合旅客自動車運送事業者《準用による読み替え→当該一般乗用旅客自動車運送事業者》に対し、期限を定めてその運賃等又は運賃若しくは料金を変更すべきことを命ずることができる。

- 一 社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、旅客の利益を阻害するおそれがあるものであるとき。
- 二 特定の旅客に対し不当な差別的取扱いをするものであるとき。
- 三 他の一般旅客自動車運送事業者（一般旅客自動車運送事業を經營する者をいう。以下同じ。）との間に不当な競争を引き起こすおそれがあるものであるとき。

(一般貸切旅客自動車運送事業の運賃及び料金)

第九条の二 省略

(一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金)

第九条の三 一般乗用旅客自動車運送事業を営業者(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者」という。)は、旅客の運賃及び料金(旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さいものとして国土交通省令で定める料金を除く。)を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを**変更しようとするときも同様とする。**

2 国土交通大臣は、前項の認可をしようとするときは、次の基準によつて、これをしなければならない。

一 能率的な経営の下における**適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないもの**であること。《附則2項による変更》

二 特定の旅客に対し**不当な差別的取扱**いをするものでないこと。

三 他の一般旅客自動車運送事業者との間に**不当な競争**を引き起こすこととなるおそれがないものであること。

四 運賃及び料金が**対距離制**による場合であつて、国土交通大臣が**その算定の基礎となる距離を定めたとき**は、これによるものであること。

3 一般乗用旅客自動車運送事業者は、**第一項の国土交通省令で定める料金**を定めようとするときは、**あらかじめ**、その旨を国土交通大臣に**届け出**なければならない。これを**変更しようとするときも同様とする。**

4 第九条第六項《運賃又は料金の変更命令》の規定は、前項の料金について準用する。この場合において、同条第六項中「当該一般乗合旅客自動車運送事業者」とあるのは、「当該一般乗用旅客自動車運送事業者」と読み替えるものとする。

▶ 附 則

2 第九条の三第二項第一号の規定の適用については、当分の間、「**加えたものを超えないもの**」とあるのは、「**加えたもの**」とする。

() 067 個人タクシー事業者は、旅客の運賃及び料金(旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さいものとして国土交通省令で定める料金を除く。)を定め、国土交通大臣の認可を受けなければなりません。[H2505-17]<道運9の3I>

() 068 道路運送法には、個人タクシー事業者は、旅客の運賃及び料金(旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さいものとして国土交通省令で定める料金を除く。)を定めたときは、遅滞なく、届け出なければならないことが規定されています。[R0206-12]<道運9の3I>

() 069 個人タクシー事業者は、旅客の運賃及び料金(旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さいものとして国土交通省令で定める料金を除く。)を定めたときは、30日以内に届け出なければなりません。[R0311-14]<道運9の3I>

() 070 道路運送法に規定する運賃及び料金の変更認可申請を、個人タクシー事業者は行うことができません。[H1803-33]<道運9の3I>

() 071 タクシーの運賃料金メーター器が故障したため新しいメーター器に変更する場合、運賃及び料金の変更認可の手続きが必要になります。[R0303-02]<道運9の3I>

() 072 タクシーの運賃料金メーター器が故障したため新しいメーター器に変更する場合、運賃及び料金の変更認可の手続きは必要ありません。[R0107-01]<道運9の3I>

() 083 一般乗用旅客自動車運送事業者の運賃及び料金の認可基準には、他の一般旅客自動車運送事業者との間に、不当な競争を引き起こすこととなるおそれがないものであることなどがあります。[OLD-019]<道運9の3II③>

() 084 一般乗用旅客自動車運送事業者は、旅客の運賃及び料金のうち、旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さいものとして国土交通省令で定める料金について設定又は変更した場合は、遅滞なく届け出なければなりません。[R0211A-18]<道運9の3III>

(一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の認可申請)

▶**道運法施行規則 第十条の三 法第九条の三第一項の規定により、一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の設定又は変更の認可を申請**しようとする者は、次に掲げる事項を記載した運賃及び料金設定(変更)認可申請書を提出するものとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 設定又は変更しようとする運賃及び料金を適用する**営業区域**
- 三 設定又は変更しようとする運賃及び料金の**種類、額及び適用方法**(変更の認可申請の場合は、新旧の運賃及び料金(変更に係る部分に限る。)を明示すること。)
- 四 変更の認可申請の場合は、**変更を必要とする理由**《cf. 設定を必要とする理由は不要》

2 前項の申請書には、**原価計算書その他運賃及び料金の額の算出の基礎を記載した書類を添付**するものとする。

3 **申請する運賃及び料金が地方運輸局長が前項の書類の添付の必要がないと認める場合として公示したものに該当するとき**は、**同項の書類の一部又は全部の添付を省略**することができる。《自動認可運賃、cf. 公定幅運賃は届出(ただし、試験範囲外)》

- () 073 個人タクシー事業の許可を受けた者が、運賃及び料金の設定の認可を申請しようとする場合、当該認可申請書には設定を必要とする理由を記載する必要はありません。[H2211-25]<道運9の3Ⅰ、道運施規10の3Ⅰ④>
- () 074 個人タクシー事業の許可を受けた者が、運賃及び料金の設定の認可申請をしようとする場合、当該認可申請書には設定を必要とする理由を記載しなければなりません。[H2505-09]<道運9の3Ⅰ、道運施規10の3Ⅰ④>
- () 075 個人タクシー事業者が認可を受けている運賃及び料金を変更しようとする場合の認可申請書には、変更を必要とする理由を記載しなければなりません。[R0206-17]<道運9の3Ⅰ、道運施規10の3Ⅰ④>
- () 076 個人タクシー事業者が認可を受けている運賃及び料金を変更しようとする場合の認可申請書には変更の理由を記載する必要はありません。[R0303-25]<道運9の3Ⅰ、道運施規10の3Ⅰ④>
- () 077 事業者は、旅客の運賃その他運輸に関する料金の認可申請をしようとする場合には、運賃及び料金の収受並びに事業者の責任に関する事項を申請書に記載しなければなりません。[H2403-06]<道運9の3Ⅰ、道運施規10の3Ⅰ>
- () 078 個人タクシー事業の許可を受けた者が、地方運輸局長が原価計算書その他運賃及び料金の算出の基礎を記載した書類の添付の必要がないと認め公示したものに該当する運賃及び料金を適用する場合は、認可申請の手続きは必要ありません。[OLD-018]<道運9の3Ⅰ、道運施規10の3Ⅲ>
- () 079 個人タクシー事業の許可を受けた者が、運賃及び料金の設定の認可申請をしようとする場合、地方運輸局長が原価計算書その他運賃及び料金の額の算出の基礎を記載した書類の添付の必要がないと認め公示したものに該当するときは、書類の一部又は全部の添付を省略することができます。[H1703-15]<道運9の3Ⅰ、道運施規10の3Ⅲ>
- () 080 地方運輸局長(沖縄総合事務局長を含む。)が公示した自動認可運賃に該当する運賃の申請については、原価計算書等の添付を省略することができます。[R0207-22]<道運9の3Ⅰ、道運施規10の3Ⅲ>

(一般乗用旅客自動車運送事業に係る影響が小さい料金の届出)

▶**道運法施行規則 第十条の四 法第九条の三第一項の国土交通省令で定める料金は、時間指定配車料金及び車両指定配車料金とする。**

2 法第九条の三第三項の規定により料金の設定又は変更の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した料金設定(変更)届出書を提出するものとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 設定又は変更しようとする料金を適用する営業区域
- 三 設定又は変更しようとする料金の種類、額及び適用方法(変更の届出の場合は、新旧の料金(変更に係る部分に限る。)を明示すること。)
- 四 実施予定日

- () 081 一般乗用旅客自動車運送事業に係る旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さいものとして、国土交通省令で定める料金は、時間指定配車料金及び車両指定配車料金です。[R0211A-28]<道運9の3I、道運施規10の4I>
- () 082 一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金のうち、旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さいものとして国土交通省令で定める料金は、時間指定配車料金に限られています。[H2903-11]<道運9の3I、道運施規10の4I>

▶**一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について**《→1-64頁》

▶**一般乗用旅客自動車運送事業の運賃料金の認可の処理方針について**《→1-76頁》

(運賃又は料金の割戻しの禁止)

第十条 一般旅客自動車運送事業者は、旅客に対し、收受した運賃又は料金の**割戻しをしてはならない。**

- () 085 一般旅客自動車運送事業者は道路運送法の規定により運賃又は料金の割り戻しは禁止されています。[H1711-29]<道運10>
- () 086 個人タクシー事業者は、旅客に対し、收受した運賃又は料金の割戻しをしてはいけません。[H3011-32]<道運10>
- () 087 道路運送法の規定により、運賃及び料金の割戻しは禁止されているが、事業主でもある個人タクシー事業者の場合は適用除外となっています。[OLD-020]<道運10>
- () 088 個人タクシー事業者は、旅客が得意客であると認められる場合には、收受した運賃又は料金の割り戻しをすることができます。[R0211B-17]<道運10>
- () 089 道路運送法の規定では、旅客が得意客であると認められる場合には、收受した運賃又は料金の割り戻しが認められています。[R0303-36]<道運10>
- () 090 道路運送法の規定では、一般旅客自動車運送事業者は、旅客が得意客であると認められる場合であっても、收受した運賃又は料金の割り戻しは禁止されています。[H2811-29]<道運10>
- () 091 個人タクシー事業者は、旅客との間に運賃又は料金に関する特約がある場合に限り、旅客に対し、收受した運賃又は料金の割戻しをすることができます。[R0203-34]<道運10>
- () 092 個人タクシー事業者は、旅客との間に運賃又は料金に関する特約がある場合であっても、旅客に対し、收受した運賃又は料金の割戻しをすることはできません。[H3103-12]<道運10>
- () 093 道路運送法の規定により運賃及び料金の割戻しは禁止されていますが、やむを得ない事由があると認められるときは、この限りではありません。[R0307-11]<道運10>

卷末資料（別表等）

* 法令試験 出題範囲

◎ 自動車事故報告書

◎ 輸送実績報告書

* 個人タクシー事業の期限更新基準表

☆ 解答

出 題 範 囲

1. 道路運送法関係

- ① 道路運送法 ② 道路運送法施行令 ③ 道路運送法施行規則
-
- ④ 旅客自動車運送事業運輸規則
-
- ⑤ 旅客自動車運送事業等報告規則 ⑥ 一般乗用旅客自動車運送事業の標準運送約款
 ⑦ 一般乗用旅客自動車運送事業（１人１車制個人タクシー）の許可等に付された期限の更新申請の審査及び取扱基準
 ⑧ 一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について
 ⑨ 一般乗用旅客自動車運送事業の運賃料金の認可の処理方針について
 ⑩ タクシー・ハイヤー車両の表示に関する取扱通達の内容
 ⑪ 一般乗用旅客自動車運送事業（１人１車制個人タクシー）の休止及び廃止の取扱いについて
 （平成 14 年 1 月 31 日公示）
 ⑫ 旅客自動車運送事業運輸規則第 29 条の規定に基づく地図の規格及び指定事項について
 （平成 14 年 1 月 31 日公示）
 ⑬ 運転免許取消処分を受けた個人タクシー事業者の取扱い等について
 （平成 14 年 4 月 26 日付け関自旅 2 第 29 号）
 ⑭ タクシー業務適正化臨時措置法の施行について（「道路運送法に違反する運送の引受け又は継続の拒否要件」に限る。）（東京都特別区、武蔵野市及び三鷹市の区域に限る。）
 （昭和 45 年 10 月 29 日付け 70 東陸自 1 旅 2 第 7848 号）
 改正（昭和 53 年 5 月 17 日付け 78 東陸自 1 旅 2 第 1314 号）
 改正（平成 7 年 2 月 21 日付け関 自 旅 2 第 376 号）
- * ⑥～⑩までは、申請する営業区域において、申請月の前月末現在有効なものであって、個人タクシー事業に関するものに限る。再試験の者についても、再試験の者以外の者と同様の内容とする。

2-1 タクシー業務適正化特別措置法関係（申請に係る営業区域が同法に基づく特定指定地域の場合のみ出題）

- ① タクシー業務適正化特別措置法
 ② タクシー業務適正化特別措置法施行規則
 ③ タクシー業務適正化特別措置法関係告示・通達
 ④ タクシー乗り場及び乗車禁止地区に関する事項

2-2 タクシー業務適正化特別措置法関係（申請に係る営業区域が同法に基づく特定指定地域以外の指定地域の場合のみ出題）

- ① タクシー業務適正化特別措置法（第 44 条から第 47 条までに限る。）
 ② タクシー業務適正化特別措置法施行規則（第 28 条から第 38 条までに限る。）

2-3 タクシー業務適正化特別措置法関係（申請に係る営業区域が同法に基づく指定地域以外の場合のみ出題）

- ① タクシー業務適正化特別措置法（第 46 条及び第 47 条に限る。）
 ② タクシー業務適正化特別措置法施行規則（第 30 条から第 38 条までに限る。）

3. 道路運送車両法関係

- ① 道路運送車両法
 ・第 1 条（この法律の目的） ・第 11 条（自動車登録番号標の封印等）
 ・第 12 条（変更登録） ・第 13 条（移転登録） ・第 15 条（永久抹消登録）
 ・第 19 条（自動車登録番号標等の表示の義務） ・第 41 条（自動車の装置）
 ・第 20 条第 2 項（自動車登録番号標の廃棄等） ・第 47 条（使用者の点検及び整備の義務）
 ・第 42 条（乗車定員又は最大積載量） ・第 48 条（定期点検整備）
 ・第 47 条の 2（日常点検整備） ・第 54 条第 1 項、第 2 項（整備命令等）
 ・第 49 条（点検整備記録簿） ・第 57 条（自動車の点検及び整備に関する手引）
 ・第 58 条（自動車の検査及び自動車検査証） ・第 61 条（自動車検査証の有効期間）
 ・第 62 条（継続検査） ・第 66 条（自動車検査証の備付け等）
 ・第 67 条（自動車検査証の記載事項の変更及び構造等変更検査）
 ・第 69 条第 2 項（自動車検査証の返納等） ・第 70 条（再交付）
 ② 自動車点検基準
 ・第 1 条第 1 号（日常点検基準） ・第 2 条第 1 号（定期点検基準）
 ・第 4 条（点検整備記録簿の記載事項等）
 ③ 道路運送車両の保安基準
 ・第 29 条（窓ガラス） ・第 43 条の 2（非常信号用具）
 ・第 43 条の 3（警告反射板） ・第 43 条の 4（停止表示器材）
 ・第 50 条（旅客自動車運送事業用自動車）
 ・第 53 条（乗車定員及び最大積載量）
 ④ 自動車事故報告規則
 ・第 2 条（定義） ・第 3 条（報告書の提出） ・第 4 条（速報）
 ⑤ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示
 ・③に掲げる条項について具体的に定める事項

(表)

宛て

住所

年 月 日 提出

(日本産業規格 A 列 4 番)

(裏)

事故の種類	区分	1 転覆	2 転落	3 路外逸脱	4 火災	5 踏切	6 衝突	7 死傷	8 危険物等	9 車内	10 飲酒等	11 健康起因	12 救護違反	13 車両故障	14 交通傷害	15 その他			
		☆発生の順																	
		☆転落の状態	落差 m 水深 m																
	衝突等の状態	1 正面衝突 4 接触					2 側面衝突 5 物件衝突					3 追突							
		☆車名	☆型式					☆車体の形状					☆初度登録年又は初度検査年						
	当該自動車の概要	事業用	1 乗合旅客 2 貸切旅客 3 乗用旅客 4 特定旅客 5 一般貨物 (イ特別積合せ貨物 ロその他) 6 特定貨物 7 特定第二種																
			自家用	1 有償貸渡し (レンタカー) 2 有償旅客運送 3 その他															
				種別	1 普通 2 小型 3 その他														
		☆乗車定員	人					☆当時の乗車人員	人										
☆最大積載量							☆当時の積載量												
許可等の必要性		制限外許可					1 有 2 無												
		特殊車両通行許可					1 有 2 無												
		保安基準の緩和					1 有 2 無												
許可等の取得状況		制限外許可					1 有 2 無												
		特殊車両通行許可					1 有 2 無												
	保安基準の緩和					1 有 2 無													
貨物の内容	1 土砂等 2 長大物品等 3 コンテナ																		
	4 生コンクリート 5 危険物等 6 冷凍、冷蔵品																		
	7 原木、製材 8 引越 9 その他																		
積載危険物等	運搬の有無	1 有 2 無																	
	種類	1 危険物 2 火薬類 3 高压ガス 4 核 5 R I 6 毒劇物 7 可燃物																	
	☆品名及び積載量又は品名 () kg、l 放射能の量 () Bq																		
道路等の状況	種類	1 道路 (イ高速自動車国道 ロ自動車専用道路等 ハその他)																	
		こう配	1 平たん 2 上り 3 下り																
	道路の形態	1 直線 2 右曲り 3 左曲り																	
		4 交差 5 つづら折り																	
		路面の状態	1 乾 2 湿 3 積雪 4 氷結																
	警戒標識の設置	1 有 2 無					☆当該道路の制限速度	km/h											
		踏切の状態	1 遮断機付き 2 警報機付き 3 その他																
			(発地・経由地・着地)																
	◆営業所及び運行等の状況	☆当時の運行計画																	
☆運送契約の相手方の氏名又は名称、住所等 (貸切旅客のみ)																			
安全性優良事業所の認定 (貨物のみ)		1 有 2 無																	
運送形態		1 下請運送 2 その他																	
☆荷送人の氏名又は名称及び住所																			
☆荷受人の氏名又は名称及び住所																			
状況	☆危険認知時の速度	km/h																	
		☆危険認知時の距離	m																
		☆スリップ距離	m																
	当該自動車の事故時の走行等の態様	1 直進 (加速) 2 直進 (減速) 3 直進 (定速) 4 後退 5 追越 6 右折 7 左折 8 駐車 9 停車 10 転回 11 合流 12 その他																	
		道路上での事故の場合には事故発生地点	1 車道 2 歩道 3 横断歩道 4 路側帯 5 路肩 6 交差点 7 バス停留所 8 トンネル 9 その他																
			死傷事故の場合には死傷者の状態	1 左側通行 2 右側通行 3 信号無視 4 車道通行 5 歩道通行 6 横断歩道歩行 7 車の直前横断 8 斜横断 9 飛び出し 10 酩酊 11 路上作業 12 路上遊戯 13 乗降中 14 安全地帯 15 自転車運転 16 その他															
	車両の故障に起因する場合には故障箇所			1 原動機 (速度抑制装置を除く) 2 速度抑制装置 3 動力伝達装置 4 車輪 (タイヤを除く) 5 タイヤ 6 車軸 7 操縦装置 8 制動装置 9 緩衝装置 10 燃料装置 11 電気装置 12 車枠及び車体 13 連結装置 14 乗車装置 15 物品積載装置 16 窓ガラス 17 騒音防止装置 18 ばい煙等の発散防止装置 19 灯火装置及び指示装置 20 反射器 21 警音器 22 視野を確保する装置 (後写鏡、窓ふき器等) 23 計器 (速度計、走行距離計等) 24 消火器 25 内圧容器及びその附属装置 26 運行記録計 27 その他															
		◆乗務員		☆氏名															
			☆年齢	才 月															
	☆経歴年数		年 月																
自動車の運転を職業とする者にあつては勤務状況	本務・臨時の別					1 本務 2 臨時													
	☆事故日以前1ヶ月間に出勤しなかった日数					日													
	☆乗務開始から事故発生までの乗務時間及び乗務距離					時間 km													
転	☆最近出勤しなかった日から事故日までの勤務日数及び乗務距離の合計					勤務日数 日 乗務距離 km													
	損害の程度					1 死亡 2 重傷 3 軽傷													
	シートベルトの着用状況					1 着用 2 非着用 3 非装備													
者	☆交替運転者の配置					1 有 2 無 (交替後の乗務時間及び乗務距離) 時間 km													
	☆過去3年間の事故の状況					(過去3年間の事故件数) 件 (最近の事故年月日) 年 月 日													
	☆過去3年間の道路交通法の違反の状況					(過去3年間の違反件数) 件 (最近の違反年月日) 年 月 日													
員	☆過去3年間の					1 有 2 無													
	☆最近の健康診断の受診年月日					(最近の受診年月日) 年 月 日													
	本務・臨時の別					1 本務 2 臨時													
車掌	損害の程度					1 死亡 2 重傷 3 軽傷													
	シートベルトの着用状況					1 着用 2 非着用 3 非装備													
	☆																		
◆運行管理者	氏名					運行管理者					統括運行管理者								
	運行管理者資格者証番号																		
	☆損害の程度					◆死亡 人 (うち乗客 人) ◆重傷 人 (うち乗客 人) 軽傷 人 (うち乗客 人)													
※事業者番号																			
※再発防止対策																			

(注)

- (1) ☆印欄は、具体的に記入すること。ただし、不明の場合は該当欄に「不明」と記入し、記入の要のない場合は該当欄に斜線を引くこと。
なお、欄内に記入し得ないときは、別紙に記入し、これを添付すること。
- (2) ※印欄は、記入しないこと。
- (3) ☆印欄及び※印欄以外の欄は、該当する事項を○で囲むこと。
- (4) ◆印欄は、事故が第2条第11号又は第12号のみに該当する場合には、記入を要しない。
- (5) 時刻の記入は、24時間制によること。
- (6) 「区分」の記入は、次の区分によること。
 - 1 転覆 当該自動車が道路上において路面と35度以上傾斜したとき。
 - 2 転落 当該自動車が道路外に転落した場合で、その落差が0.5メートル以上のとき。
 - 3 路外逸脱 当該自動車の車輪が道路（車道と歩道の区分がある場合は、車道）外に逸脱した場合で、「転落」以外のとき。
 - 4 火災 当該自動車又は積載物品に火災が生じたとき。
 - 5 踏切 当該自動車が踏切において、鉄道車両と衝突し、又は接触したとき。
 - 6 衝突 当該自動車が鉄道車両、トロリーバス、自動車、原動機付自転車、荷牛馬車、家屋その他の物件に衝突し、又は接触したとき。
 - 7 死傷 死傷者を生じたとき（9に該当する場合を除く。）
 - 8 危険物等 第2条第5号又は第6号に該当する事故
 - 9 車内 操縦装置又は乗降口の扉を開閉する装置の不適切な操作により、旅客（乗降する際の旅客を含む。）を死傷させたとき。
 - 10 飲酒等 第2条第8号に該当する事故
 - 11 健康起因 第2条第9号に該当する事故
 - 12 救護違反 第2条第10号に該当する事故
 - 13 車両故障 第2条第11号又は第12号に該当する事故
 - 14 交通傷害 第2条第13号又は第14号に該当する事故
 - 15 その他 1から14までに該当しないとき。
- (7) 2種類以上の事故が生じたときには、「発生の順」の欄に発生の順に番号を記入すること。
- (8) 「転落の状態」の欄の「落差」は、路面から落下地点までの垂直距離とする。
ただし、水中に転落した場合で水深を記入する必要がある場合には、路面から水面までの垂直距離とする。
- (9) 「車体の形状」の欄は、道路運送車両法第58条の自動車検査証に記載されている車体の形状を記入すること。
- (10) 「積載危険物等」とは、次に掲げるものであって事故当時に当該自動車に積載していたものをいう。
 - 1 危険物 消防法第2条第7項に規定する危険物
 - 2 火薬類 火薬類取締法第2条第1項に規定する火薬類
 - 3 高压ガス 高压ガス保安法第2条に規定する高压ガス
 - 4 核 原子力基本法第3条第2号に規定する核燃料物質及びそれによって汚染された物
 - 5 R I 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第2条第2項に規定する放射性同位元素及びそれによって汚染された物又は同条第4項に規定する放射線発生装置から発生した同条第1項に規定する放射線によつて汚染された物
 - 6 毒劇物 シアン化ナトリウム又は毒物及び劇物取締法施行令別表第二に掲げる毒物又は劇物
 - 7 可燃物 道路運送車両の保安基準第47条第1項第3号に規定する品名の可燃物
- (11) 「許可等の必要性」及び「許可等の取得状況」の欄は、当該自動車の運行について次の許可等の必要性の有無及びその取得状況に該当するものを○で囲むこと。
 - 1 制限外許可 道路交通法（昭和35年法律第105号）第57条の規定による許可
 - 2 特殊車両通行許可 道路法（昭和27年法律第180号）第47条の2の規定による許可
 - 3 保安基準の緩和 道路運送車両の保安基準第55条の規定による基準の緩和であつて、道路運送車両の保安基準第2条第1項、第4条及び第4条の2に係るもの
- (12) 「イエローカード」とは、当該積載危険物等の取扱方法を記載した書類をいう。
- (13) 「種類」の欄の「ロ 自動車専用道路等」は、道路法第48条の2第1項又は第2項の規定による指定を受けた道路及び道路運送法による自動車道とし、「2 その他の場所」は、構内、営業所等一般交通の用に供しない場所とする。
- (14) 「道路の幅員」は、路肩部分を含む道路（車道と歩道の区別がある場合は、車道）の総幅員とする。
- (15) 「道路の形態」の欄の「交差」は、当該自動車前方30メートル以内に交差点があつた場合とする。
- (16) 「運行計画」には、運行管理者が与えた指示を含むものとする。
- (17) 「運送契約の相手方の氏名又は名称、住所等（貸切旅客のみ）」の欄は、事故を引き起こした当該一般貸切旅客自動車運送事業者と運送契約を締結した者の氏名又は名称及び住所を記載すること。運送契約の相手方が旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の規定による旅行業若しくは旅行業者代理業の登録を受けている者（以下「旅行業者等」という。）又は同法第23条の規定による旅行サービス手配業の登録を受けている者である場合には、氏名又は名称及び住所のほか、旅行業者等又は旅行サービス手配業者の登録番号を記載すること。
- (18) 「安全性優良事業所の認定」とは、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関が、輸送の安全の確保に関する取組が優良であると認められる貨物自動車運送事業者の営業所に対して行う認定をいう。
- (19) 「下請運送」とは、貨物自動車運送事業者からの運送の依頼により行う貨物運送をいう。
- (20) 「荷送人の氏名又は名称及び住所」の欄は、事故を引き起こした当該貨物自動車運送事業者と運送契約を締結した荷送人のほか、
- (21) 「運送形態」の欄の「2 その他」に該当し、かつ、当該運送が特別積合せ運送である場合には「荷送人の氏名又は名称及び住所」及び「荷受人の氏名又は名称及び住所」の欄は、記入を要しない。
- (22) 「過去3年間の事故の状況」の欄は、当該運転者が引き起こした道路交通法第72条第1項の交通事故に関して記入する。
- (23) 「過去3年間の適性診断の受診状況」の欄は、当該運転者の過去3年間の運転適性診断の受診の有無について、該当する事項を○で囲むこと。また、「適性診断受診場所」は、「最近の受診年月日」に受診した受診場所（又は受診機関）を具体的に記入すること。
- (24) 「最近の健康診断の受診年月日」の欄は、第2条第5号に該当する事故を引き起こした当該運転者が受診した労働安全衛生法第66条に規定する健康診断の最近の受診年月日を記入すること。
- (25) 「運行管理者」は、事故について最も責任のあると考えられる運行管理者のことである。
- (26) 「統括運行管理者」とは、旅客自動車運送事業運輸規則第48条の2第1項又は貨物自動車運送事業輸送安全規則第21条第1項に規定する業務を統括する運行管理者をいう。

〇〇運輸監理部又は〇〇運輸支局

一般乗用旅客自動車運送事業(個人タクシー)輸送実績報告書(年度)

あて

住所
事業者名
電話番号

事業概況(年3月31日現在)

営 業 区 域	
---------	--

輸送実績(前年4月1日から本年3月31日まで)

実働日数	
走行キロ(キロメートル)	
うち実車キロ(キロメートル)	
実車率(%)	
運行回数(回)	
営業収入(千円)	
実働率1日1車あたり営業収入(円)	

事故件数(前年4月1日から本年3月31日まで)

交通事故件数	
重大事故件数	
死者数	
負傷者数	

- 備考 1 交通事故とは、道路交通法(昭和23年法律第105号)第72条第1項の交通事故をいう。
2 重大事故とは、自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)第2条の事故をいう。
3 実車率、実働率1日1車あたり営業収入は、次の算式により算出する。

(1) 実車率 = $\frac{\text{実車キロ}}{\text{走行キロ}} \times 100$
(2) 実働率1日1車あたり営業収入 = $\frac{\text{営業収入}}{\text{実働日数}}$

個人タクシー事業の期限更新基準表

1. 法令違反行為等の状況による更新後の許可期限の判断

審査期間	審査期間における法令違反行為等の状況	更新後の許可期限
A. 5年	① ③に該当しない者で、許可期限が満了する日（以下「満了日」という。）以前の3年間に於いて無事故無違反であり、かつ、その前の2年間に於ける道路交通法の違反が1回以下で当該違反が反則点3点以下である者	5年後
	② ①及び③に該当しない者	3年後
	③ 次のいずれかに該当する者 ア. 道路交通法違反による反則点の合計が4点以上若しくは4回以上の道路交通法の違反がある者 イ. 旅客自動車運送事業等報告規則（昭和39年運輸省令第21号）に基づく事業報告書、輸送実績報告書、その他道路運送法及びこれに基づく法令に基づき提出すべき書類が正当な理由なく未提出となっている者 ウ. 道路運送法等の法令違反により車両使用停止以上の行政処分を受けた者又は行政処分に係る事業改善が的確に行われていない者 エ. 正当な理由がなく本文3.(2).②に規定する研修を受けなかった者 オ. 満了日まで代務運転者を使用している者 カ. 満了日まで事業を休止している者 キ. 旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第38条第2項に基づき受診すべき適性診断を受診していない者	1年後
B. 3年	① ③に該当しない者で、無事故無違反である者	5年後
	② ①及び③に該当しない者	3年後
	③ 次のいずれかに該当する者 ア. 道路交通法違反による反則点の合計が4点以上若しくは3回以上の道路交通法の違反がある者 イ. A. ③のイ. ～キ. のいずれかに該当する者	1年後
C. 2年	① 次のいずれにも該当する者 ア. 満了日以前の1年間に於いて無事故無違反であり、かつ、その前の1年間に於ける道路交通法の違反が1回以下で当該違反が反則点3点以下の違反である者 イ. ②のイ. に該当しない者	3年後
	② 次のいずれかに該当する者 ア. ①のア. に該当しない者 イ. A. ③のイ. ～キ. のいずれかに該当する者	1年後
D. 1年	① ②に該当しない者	3年後
	② 次のいずれかに該当する者 ア. 道路交通法の違反がある者 イ. A. ③のイ. ～キ. のいずれかに該当する者	1年後
(適用) 1. 反則金の納付のみを命ぜられた違反については、反則点3点以下の違反に相当する道路交通法の違反として取り扱うこととする。 2. 満了日以前の1年間に於いて無事故無違反であつて、満了日の1年前以前における道路交通法の違反が1回である者については、当該違反が反則点1点以下である場合（併せて反則金の納付を命ぜられた場合を含む。）又は当該違反により反則金の納付のみを命ぜられた場合に限り無事故無違反とみなす。		

2. 高齢者に係る更新後の許可期限の判断

期限更新日における年齢が満65歳以上の者については、1. によって判断された期限が、次表による年齢区分に応じた期限以後となる場合には、次表による期限を更新後の許可期限とする。

年 齢 区 分	更新後の許可期限
65歳以上73歳未満	3年後
73歳以上75歳未満	2年後
75歳以上	1年後

解 答	035 ○	073 ○	111 ×	150 ×	188 ○	226 ○	264 ○	302 ○
	036 ×	074 ×	112 ○		189 ×	227 ○	265 ○	303 ×
	037 ×	075 ○	113 ×	151 ○	190 ○	228 ×	266 ○	304 ×
	038 ×	076 ×	114 ○	152 ○	191 ○	229 ○	267 (○)	305 ×
	039 ○	077 ×	115 ×	153 ×	192 ○	230 ×	268 (×)	306 ○
001 ○	040 ×	078 ×	116 ×	154 ○	193 ○	231 ×	269 ×	307 ×
002 ×	041 ○	079 ○	117 ×	155 ○	194 ×	232 ×	270 ○	308 ○
003 ○	042 ○	080 ○	118 ×	156 ○	195 ×	233 ○	271 ×	309 ×
004 ×	043 ×	081 ○	119 ×	157 ○	196 ×	234 ○	272 ×	310 ○
005 ○	044 ○	082 ×	120 ×	158 ○	197 ○	235 ×	273 ○	311 ×
006 ○	045 ×	083 ○	121 ×	159 ×	198 ×	236 ○	274 ×	312 ○
007 ○	046 ×	084 ×	122 ×	160 ×	199 ×	237 △(○)	275 ○	313 ×
008 ×	047 ×	085 ○	123 ○	161 ○	200 ○	238 ○	276 ×	314 ×
009 ○	048 ○	086 ○	124 ×	162 ×		239 ×	277 ×	315 ×
010 ○	049 ×	087 ×	125 ×	163 ○	201 ○	240 ○	278 ○	316 ○
011 ×	050 ×	088 ×	126 ○	164 ×	202 ×	241 ○	279 ×	317 ×
012 ○		089 ×	127 ×	165 ×	203 ○	242 ×	280 ×	318 ○
013 ×	051 ×	090 ○	128 ○	166 ○	204 ×	243 ×	281 ×	319 ×
014 ○	052 ×	091 ×	129 ○	167 ×	205 ○	244 ○	282 ○	320 ○
015 ○	053 ×	092 ○	130 ×	168 ×	206 ×	245 ○	283 ○	321 ○
016 ○	054 ○	093 ×	131 ○	169 ○	207 ○	246 ×	284 ○	322 ×
017 ○	055 ○	094 ×	132 ○	170 ×	208 ×	247 ×	285 ×	323 ○
018 ×	056 ×	095 ○	133 ○	171 ○	209 ×	248 ×	286 ×	324 ×
019 ×	057 ○	096 ×	134 ○	172 ×	210 ×	249 ×	287 ○	325 ○
020 ○	058 ×	097 ×	135 ×	173 ○	211 ×	250 ○	288 ○	326 ×
021 ○	059 ×	098 ×	136 ○	174 ○	212 ○		289 ×	327 ×
022 ○	060 ×	099 ○	137 ×	175 ×	213 (×)	251 ×	290 ○	328 ×
023 ×	061 ×	100 ○	138 ○	176 ×	214 ×	252 ○	291 ×	329 ○
024 ×	062 ×		139 ○	177 ×	215 ×	253 ×	292 ○	330 ×
025 ×	063 ○	101 ×	140 ×	178 ○	216 ○	254 (○)	293 ○	331 ×
026 ○	064 (○)	102 ○	141 ○	179 ×	217 ×	255 ○	294 ○	332 ×
027 ○	065 (×)	103 ×	142 ○	180 (○)	218 ○	256 ×	295 ○	333 ○
028 ×	066 (○)	104 ○	143 ×	181 ○	219 ○	257 ○	296 ○	334 ×
029 ×	067 ○	105 ×	144 ○	182 ○	220 ×	258 ×	297 ○	335 ○
030 ○	068 ×	106 ○	145 ○	183 ×	221 ○	259 ○	298 ○	336 ○
031 ×	069 ×	107 ×	146 ×	184 ○	222 ×	260 ×	299 (×)	337 ○
032 ×	070 ×	108 ×	147 ×	185 ○	223 ○	261 ○	300 ○	338 ×
033 ○	071 ×	109 ○	148 ○	186 ×	224 ○	262 ×		339 ○
034 ×	072 ○	110 ○	149 ×	187 ○	225 ○	263 ○	301 ×	340 ×

(筆者のサイトの QR コード)



個人タクシー試験対策 個タク法令集&問題集

発行日 平成30年 1月 5日 初版
令和 3年12月15日 2021年11月版
著 者 aimoto (https://ss1.xrea.com/daiichij.s17.xrea.com/)
発行者 同上
印 刷 製本直送.com
頒 価 2,530円
(追加情報等は上記サイトに掲載します。)